

昭和二十二年法律第二百四十五号

栄養士法

**第一条** この法律で栄養士とは、都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいう。

この法律で管理栄養士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のために栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを目的にした者をいう。

**第二条** 栄養士の免許は、厚生労働大臣の指定した栄養士の養成施設（以下「養成施設」という。）において一年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者に対する、都道府県知事が与える。

合格した者に対して、厚生労働大臣が与える。

**第三条** 次の各号のいずれかに該当する者には、栄養士又は管理栄養士の免許を与えないことがある。

一 罰金以上の刑に処せられた者

二 前号に該当する者を除くほか、第一条に規定する業務に関する事項を登録する。

**第四条** 都道府県に栄養士名簿を備え、管理栄養士の免許に関する事項を登録する。

厚生労働省に管理栄養士名簿を備え、管理栄養士の免許は、都道府県知事が栄養士名簿に登録することによつて行う。

都道府県知事は、栄養士の免許を与えたときは、栄養士免許証を交付する。

管理栄養士の免許は、厚生労働大臣が管理栄養士名簿に登録することによつて行う。

厚生労働大臣は、管理栄養士の免許を与えたときは、管理栄養士免許証を交付する。

**第五条** 栄養士が第三条各号のいずれかに該当するに至つたときは、都道府県知事は、当該栄養士に対する免許を取り消し、又は一年以内の期間を定めて栄養士の名称の使用の停止を命ずることができる。

管理栄養士が第三条各号のいずれかに該当するに至つたときは、厚生労働大臣は、当該管理栄養士に対する免許を取り消し、又は一年以内の期間を定めて管理栄養士の名称の使用の停止を命ずることができる。

都道府県知事は、第一項の規定により栄養士の免許を取り消し、又は栄養士の名称の使用の停止を命じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

厚生労働大臣は、第二項の規定により管理栄養士の免許を取り消し、又は管理栄養士の名称の使用の停止を命じた場合において、当該処分を受けた者が栄養士の免許を受けているときには、速やかに、当該処分をした旨を当該栄養士の免許を取り消し、又は管理栄養士の名称の免許を取り消し、又は栄養士の名称の使用の停止を命じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

厚生労働大臣は、第二項の規定により管理栄養士の免許を取り消し、又は管理栄養士の名称の使用の停止を命じた場合において、当該処分を受けた者が栄養士の免許を受けているときには、速やかに、当該処分をした旨を当該栄養士の免許を取り消し、又は管理栄養士の名称の免許を取り消し、又は栄養士の名称の使用の停止を命じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

**第五条の四** 管理栄養士国家試験に関する不正の行為があつた場合には、当該不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて管理栄養士国家試験を受けることを許さないことができる。

管理栄養士は、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導を行つた場合は、厚生労働大臣が、政令で定める基準により指定したものが、政令で定める業務を行つた者

を命ぜられた期間中に、管理栄養士の名称を使用して第一項に規定する業務を行つたもの

はこれに類似する名称を用いて第一項に規定する業務を行つた者

**第六条** 栄養士は、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導を行つた場合は、厚生労働大臣が、政令で定める基準により指定したものが、政令で定める業務を行つた者

はこれに類似する名称を用いて第一項に規定する業務を行つた者



かかわらず、管理栄養士国家試験を受けること  
ができる。

4 平成十七年三月三十一日において第二項の規定によりなお効力を有するものとされる旧法第五条の四各号のいずれかに該当する者（前項に規定する者を除く。）は、同年四月一日以後平成二十二年三月三十日までの間、新法第五条の三の規定にかかると、管理栄養士国家試験を受けることができる。（旧法による処分）

第六条 この附則に特別の規定があるものを除くほか、旧法によつてした処分その他の行為は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法によつてしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一三年六月二九日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律における障害者に係る欠格事由の在り方について、当該欠格事由に関する規定の施行の状況を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（再免許に係る経過措置）

第三条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定する免許の取消事由により免許を取り消された者に係る当該取消事由がこの法律による改正後のそれぞれの法律により再免許を与えることができる取消事由（以下この条において「再免許が与えられる免許の取消事由」という。）に相当するものであるときは、その者を再免許が与えられる免許の取消事由により免許が取り消された者とみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の再免許に関する規定を適用する。（罰則に係る経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一九年六月二七日法律第九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（号）抄

（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定（公布の日施行する。）

（附 則）（令和六年六月一九日法律第五三条）

（施行期日）

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第五条の改正規定（同条第一項中「主幹保育教諭、指導保育教諭」を削る部分を除く。）に限る。）及び第三条（教育職員免許法附則第十八項の改正規定に限る。）の規定並びに次条及び附則第八条の規定（公布の日施行する。）

（政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。